

富総総発第180号
令和3年10月5日

富士市議会議長 米山享範 様

富士市長 小長井 義 正

富士市教育長 森 田 嘉 幸

文書質問について（回答）

令和3年9月6日付け富議発第46号による文書質問について、次のとおり回答します。

1 無症状者への新型コロナウイルス検査の拡充について

(1) PCR検査費用の補助について

デルタ株の影響等を受けた感染の第5波が到来し、全国的に陽性患者が急増したことから、8月20日には緊急事態宣言の対象区域に静岡県が追加され、本市においても過去にない規模で感染が拡大しました。

こうした中、新型コロナウイルス感染症に係る検査体制のあり方については、有症状者に対する「医療的検査」と無症状者に対する「社会的検査」を明確に区分しておく必要があると考えています。

今般の感染拡大を踏まえ、厚生労働省では「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間中は、陽性患者と濃厚接触した可能性のある方で医師の診察により検査が必要と判断された場合には、症状の有無に関わらず保険適用で検査することができる」旨の文書を発出し、「医療的検査」の対象が拡充されたところです。

市では、こうした「医療的検査」を確実に実施していくため、緊急事態宣言の期間中は、「富士市地域外来・検査センター」の検査実施日をこれまでの週3日から週4日に拡充しましたが、8月の累計検査数は月単位で108件となり、週単位でも2週連続で過去最多の45件となりました。

一方で、単に不安だからとか、その時点での陰性を証明したいためだけの「社会的検査」については、一旦、検査で陰性になってもその後感染する機会があれば繰り返し検査を行う必要があります。

また、こうした無症状者への幅広い検査の実施が、「陽性者と濃厚接触した」等の検査前確率が高い真に検査が必要とされる有症状者への検査を圧迫するおそれがあるとのご意見を富士市医師会感染症対策委員会からもいただいています。

本市としては、緊急事態宣言下における「医療的検査」の需要が大幅に増加したこ

とに鑑み、今後も医師により検査が必要と判断された方が、迅速に検査を受けられる体制の構築を最優先し、関係機関と連携して取り組んでいきます。

(2) 学校行事参加者への検査実施について

小中学校及び富士市立高校においては、学校における感染を防止するため、「家庭での検温および健康観察の実施」、「発熱等の風邪の症状がある場合の自宅休養の徹底及び医療機関受診」、「学校での健康チェック」、「登校した児童生徒の手洗いや咳エチケットの徹底」、「密を防ぐ授業形態の工夫」、「こまめな換気の実施」、「教職員による教室等の消毒」、「分散学習」等、様々な取組を実施しています。

特に、修学旅行などの重要な学校行事については、直前2週間の本人及び家族の行動や体調管理にも注意していただくようお願いしているところです。

議員ご提案の学校の重要行事に合わせた新型コロナウイルス検査については、PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査の3種類があります。

そのうちPCR検査については、現状において無症状の場合で対応できる機関は、市内に数か所しかなく、行事が集中する短期間に数百人規模の児童生徒が検査機関において一斉に検査をすることは、検査体制に大きな影響を及ぼす可能性があるものと考えます。

また、キットを使用して検査を行う場合には、検査機関に提出後、結果までに数日かかるとともに、感染状況によって結果が出るまでの必要日数が変動するため、検査日から行事までに一定の日数が必要となります。このため、結果が陰性と確認されたとしても、検査日から行事当日までの一定の日数を考慮すると、検査結果をもって安全と考えるには、十分とは言えないと考えます。

抗原定量検査については、PCR検査に比べて短時間で判定結果が出ますが、検査機関に検体を提出する点では、PCR検査同様の課題があります。

抗原定性検査については、検査機関によらなくても行事直前に本人のみで実施して判定できるものです。しかし、厚生労働省は発症初日から9日目までの有症状者に対し確定診断として用いることができるとしていますが、無症状者への検査は感度が低下するため、感染拡大地域等の医療・介護施設において幅広く・頻回にスクリーニングに使用するような場合を除き、推奨されていません。(※)

また、学校主導で検査を実施することについては、検査の上明らかになった陽性者が行事に参加できなくなることにより、陽性者が特定されることとなります。このため、個人情報保護の観点から、全ての保護者の理解と同意が必要となります。

以上のことから、安全・安心な行事の実施のためには、行事前の検査という形ではなく、引き続き、専門機関の判断を仰ぎながら、事前の健康管理の徹底、手指消毒や換気等の感染対策を徹底していきます。併せて、こどもたちの大切な思い出となる行事実施のため、感染のまん延状況によっては、時期や行き先を変更するなどして、できる限り実施できるよう手立てを講じていきます。

(3) 成人式参加者への抗原検査キットの配布について

昨年度、成人式典を開催するに当たり、新成人の皆様が安心して参加できるための方策のひとつとして事前検査の実施を検討しましたが、簡易的な抗原検査キットでは感染防止効果は低いと判断し、実施を見送りました。簡易的な抗原検査キットは抗原定性検査と呼ばれる検査方法であり、厚生労働省は発症初日から9日目までの有症状者に対し確定診断として用いることができるとしています。しかし、無症状者への検査は感度が低下するため、感染拡大地域等の医療・介護施設において幅広く・頻回にスクリーニングに使用するような場合を除き、推奨されていません。(※)成人式典では、感染拡大防止のため、体調不良者の出席は控えていただく旨を案内文書で周知することとしており、症状のない出席者に対する抗原定性検査の有用性はほとんど見込めないものと考えます。

今年に入り、変異株による感染拡大等、新型コロナウイルスの感染状況に変化が生じていますが、現在においても、厚生労働省が示す検査に対する基本的な考え方は変わっていないことから、検査希望者に対する抗原検査キットの配付は行わない予定です。

今年度の成人式典が安全に開催できるように、会場での感染防止対策としては、参加者が入場時に密にならず、場内では間隔を空けて着席できるような形式を検討しています。また、新成人の皆様に対しては、案内文書で感染予防と体調管理について日頃から留意するよう伝えるとともに、式典当日は入場時の検温、マスクの着用、手指消毒の実施等の感染防止対策を講じていきます。

※ 厚生労働省健康局結核感染症課発行 新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針第4版

2 市長の2期目の公約達成度について

(1) 田子の浦港周辺の賑わいづくりについて

田子の浦港周辺の賑わいづくりについては、「田子の浦港振興ビジョン」において令和4年度までを短期的な取組期間としており、これまで田子の浦ポートフェスタをはじめ、水陸両用バスの試験運行、地域との連携によるみなとマルシェの開催など様々なソフト事業に取り組んできました。

このうち、ポートフェスタについては、市民が港や船に親しむことができるイベントとして年々規模を拡大し、令和元年には大成丸等の船舶4隻に加え水陸両用バスを田子の浦港で運行したほか、ミニ水族館などの展示や物販コーナーを設けるなど、来場者は過去最高の1万1千人を記録しました。

特に、水陸両用バスについては、平成29年度から3年間、導入の可能性や活用方法を探る取組を進めることにより、ポートフェスタ等のイベントに合わせ、民間事業者の自主事業として田子の浦港で運航していただけるようになりました。

また、みなとマルシェについては、新たな賑わい事業として田子浦地区との協働により平成30年からこれまで5回開催しておりますが、1回に約3千人が集まる賑わいイベントとして、定着しつつあります。

さらに、地理的表示（G I）保護制度に登録された「田子の浦しらす」については、私自ら首都圏に出向き、積極的にPRを行ったほか、テレビやラジオ等、多くのメディアに取り上げられるようになり、令和3年5月、コロナ禍にありながら、漁協食堂を訪れた1日の客数が最多を更新するなど、港周辺の集客にも繋がっています。

加えて、「みなとオアシス」への登録や、クルーズ客船の誘致など、田子の浦港の賑わいにつながる取組も着実に実を結んでいます。

このような取組により、第五次総合計画後期基本計画における施策指標である、漁協食堂利用者及びイベント来場客数は、目標である67,000人を超え、令和元年度には77,379人に達したほか、現在のふじのくに田子の浦みなと公園周辺の状況を見ましても、週末には駐車場が不足するほどの方が市内外から訪れるなど、各々の事業における成果は着実に田子の浦港の知名度を上げ、港の賑わいにもつながっているものと認識しています。

田子の浦港は県が管理する港であり、市の意向を即座に反映することが難しい環境にありますが、田子の浦港振興ビジョンに掲げた防災対策及び賑わいづくりの各種取組については、市がイニシアチブをとって果敢に取り組んできました。

今後についても、田子の浦港周辺の整備をより目に見える形で進めるため、田子の浦港振興ビジョン推進協議会のにぎわいづくり部会にワーキンググループを設置し検討を重ね、漁協食堂からみなと公園を結ぶプロムナードゾーンの整備を進めていきます。

また、田子の浦港の港湾整備促進については、これまでも国・県に対し要望活動を行っており、田子の浦港は静岡県東部地域の産業経済を支える物流拠点として、さらに防災拠点としても非常に重要性が高いことから、田子の浦港周辺の賑わいづくりを含めて、引き続き国・県に対し要望活動を粘り強く行っていきます。

(2) 交通弱者にやさしい公共交通ネットワークの構築について

地域公共交通はネットワークとして機能することが重要であり、その構築に当たりましては、土地利用の状況や今後の都市づくりの方向性、市民の移動特性等を十分に踏まえる必要があります。

私が考える本市に適した公共交通ネットワークは、「幹線」として都市拠点を結ぶ循環バス、「枝線」として路線バスや岳南電車、「まちなか」にひまわりバス、「郊外」にはコミュニティ交通といった交通モードを効果的に組み合わせることにより、市民や来訪者の移動手段としての役割のみならず、都市の骨格形成にも寄与するものです。

公共交通ネットワークの構築に当たっては、交通事業者、地区、市民及び行政の強固な連携が不可欠であることから、路線バスや岳南電車への運行支援、地区との協働によるコミュニティ交通の運行、市民への公共交通の利用促進等に取り組んできました。

市長2期目における具体的な取組としては、「ぐるっとふじ」の運行、コミュニティ交通の「てんまーる」及び「おぐるま」の新設、バスロケーションシステムの導入促進等が挙げられます。

また、交通弱者に対する移動支援サービスとして、「運転免許証返納等高齢者公共交

通利用料金助成制度」やお得に回数券・定期券を購入できる「高齢者公共交通支援事業」を創設したほか、昨年10月には、利用者をサポートするためのボランティアが同乗する「伝法地区おでかけバス」の実証運行をスタートしたところです。

これらの取組を通して、公共交通空白地域や空白時間の縮小、利便性向上などが図られ、本年7月には富士市公共交通協議会が「地域公共交通優良団体国土交通大臣表彰」を受賞するなど、強固な公共交通ネットワークの構築への確かな手応えを感じています。

リーダーシップの発揮につきましては、各地区の行政懇談会や市議会等の場で積極的な公共交通の利用を直接訴えるとともに、令和元年6月の「富士市公共交通利用促進条例」の制定や本年4月の「ゼロカーボンシティ宣言」を通して、オール富士市で公共交通を「支え・育て・守る」ことを示したところです。

コロナ禍の今、公共交通は大変厳しい状況下にあります。引き続き、利便性が高く持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて諸施策を展開していきます。

(3) 富士市立中央病院の建て替えについて

中央病院は、新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定を受け、職員一丸となり、昼夜を問わず、新型コロナウイルス感染症患者や救急患者等の診療に努めています。

病院施設については、建設後37年が経過し、施設・設備の老朽化・狭隘化への対応が必要となってきました。また、日々進化する医療技術に対応するため、大型化する医療機器の導入や施設整備の必要性が増していることから、平成30年度に関係部課長で組織する新病院庁内建設検討委員会を設置し、検討してきました。

新病院の建設に当たっては、医療機能や規模、交通の利便性などの周辺環境も広く考慮した上で進めることが重要となりますが、多額の費用が見込まれますので、それらを考慮した検討も必要となります。

検討委員会では、富士駅北口の再開発における病院建設の可能性や、富士保健医療圏の中での近隣病院との統合、移転改築や現有敷地での建て替えの可能性及び建設シミュレーションなどの検討を行ってきました。

また、医療機能や規模については、現在の中央病院の持つ医療機能の更新だけでなく、富士保健医療圏において求められる機能に基づいた検討が必要となります。

高度急性期・急性期医療の充実、救急医療体制の拡充、療養環境の整備、高度医療機器の導入、地域医療構想に基づく病床の再編、病診・病病連携の強化や第三次中期経営改善計画に基づく経営改善の推進など、検討すべき課題は多岐にわたります。

新病院建設は、市民生活に大変大きな影響を与える事業でありますので、良質な医療を提供するために最適な施設規模、適切な建設場所や建設時期等について、慎重に検討を進めていきます。

(4) 中核市への移行について平成31年1月15日に行った継続検討の発表の後、どのような検討がされ、現時点ではどう考えているかについて

中核市移行に係る検討については、平成29年度と平成30年度の2か年をかけて

皆様の御意見を伺いながら検討を行った結果、平成31年2月に「検討の継続」としました。

その後、令和元年6月には、全国施行時特例市市長会の監事として「普通交付税不交付団体である自治体においても躊躇なく中核市へ移行できるよう支援策を検討すること」について、総務省・厚生労働省に要望活動を行っています。

また、令和2年4月からは、中核市市長会に中核市候補市として参画をしており、事務担当者会議やプロジェクト担当者会議に本市担当者が出席し、国の動向などについて情報収集を行うとともに、中核市移行に係る検討を継続的に行っています。

こうした中、今般の新型コロナウイルス感染拡大への取組を通して、市民の皆様の健康と安全な暮らしを守る上で保健所の必要性を改めて認識しているところです。

市が必要な情報を迅速かつ確実に把握することで、関係部署が情報を共有し、一元的な施策をいち早く講じることができるなど、保健所設置は、中核市移行のメリットであると考えています。

一方で、平成31年に継続検討とした際の理由として、新環境クリーンセンターや総合体育館の建設などにより、厳しい財政運営が続くことが見込まれる中、普通交付税の不交付団体である本市が、保健所を設置した場合には費用負担の多くを市単独で賄わなければならないなど財政上の課題がありました。

この点については、引き続き検討課題となっておりますが、本年度、本市は普通交付税交付団体となるなど、保健所設置費用をはじめ中核市となった際の財政上の影響について、状況が変化してきており、改めて検証が必要であると考えています。

今後はコロナ禍という新たな視点を踏まえた上で、保健所設置等に係るメリット・デメリットや本市の財政状況などを見極めながら、中核市移行についての再検討を行っていきます。